

一九六一年一月六日
第三種郵便物認可

公報

(号 外)

発行所
琉球政府事務局
渉外広報部文書課
電話 政府 207
55-7174

販売所
財務部用度課
電話 政府 243

(号外第145号)

報 公 日 曜 月 1 日 1 9 7 1 年

- 行政府文書管理規程の一部を改正する訓令 (訓令第六十八号)
- 行政府公印規程の一部を改正する訓令 (訓令第六十九号)
- 公報発行規程の一部を改正する訓令 (訓令第七十号)

1 2 2

訓 令

訓令第68号

行政府文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

1971年11月1日

行政主席 屋 良 朝 苗

行政府文書管理規程の一部を改正する訓令

行政府文書管理規程 (1970年訓令第1号) の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び私立大学委員会」を「、私立大学委員会及び復興記念沖縄特別国民体育大会実行委員会」に改める。

第28条第1項第1号及び第2号中「総務局総務課長」を「総務局渉外広報部渉外課長」に改める。

第50条第2項中「変更」を「変更又は省略」に改める。

開一回(大)定期発行
公報(外)発行

第52条第1項中「法務局長」を「総務局長 (法制室長を経て)」に、同条第2項中「の審議を経て法務局長」を「の審議後総務局長 (法制室長を経て)」に改める。

第78条第2項中「法務局長」を「総務局長 (法制室長を経て)」に改める。

第88条の次に次の1条を加える。

(文書の廃棄)

第88条の2 前3条の規定にかかわらず、各行政機関において現在保存又は保管されている文書 (資料等を含む。以下同じ。) 及び今後作成される文書は、保存又は保管期間を経過しても、国の機関又は沖縄県に引き継がれるまで、原則として廃棄しないものとする。

2 前項の場合において、主務課長及び文書主管課長が特に保存又は保管の必要がないと認める場合には、文書課長と協議するものとする。

3 主務課長は、前項の協議の結果、廃棄を適当と認めた文書は、文書廃棄台帳 (第20号様式) に登載のうえ、文書主管課長の決裁を受けて、焼却、裁断等他に利用されるおそれのないような方法により処分するものとする。

第90条を次のように改める。

(資料の引継ぎ)

第90条 総務局渉外広報部広報課長 (以下「広報課長」という。) 及び文教局沖縄史料編集所長 (以下「史料編集所長」という。) は、第88条の2の規定により廃棄を決定された文書のうち行政又は果史編集の資料として活用することが適当と認められるものについては、主務課長及び文書主管課長と協議して、当該文書の引継ぎを受けることができる。

2 前項の規定により引継ぎを受けた文書の管理に關し必要な事項は、広報課長及び史料編集所長が別に定める。

第109条に次の1項を加える。

3 局と庁、局と所又は庁と所における文書の交付又は受領は、本局庁の文書主管課長が別に定めるところによる。

別表第1総務局の項中「総合対策室 総対 GRI-GA (GPCCO)」を「総合対策室 総対 GRI-GA (GPZCO)」に改め、同表法務局の項中「法制室 総法 GRI-GA (LR)」を「法制室 総法 GRI-GA (LR)」に改め、同表農林局の項中「移住課 農移 GRI-AZ F(E)」を削る。

別表第1通商産業局の項中「貿易庁の部分」を次のように改める。

行政主席 屋 良 朝 苗

公報発行規程の一部を改正する訓令

公報発行規程（一九六三年訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「内務局文書課」を「総務局涉外広報部文書課」に改める。

第四条ただし書中「第四号、」を「第五号、」に、同条第六号中「民政府」を「琉球列島米国民政府」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第三号及び第四号に掲げる事項について、天災その他やむをえない事情により公報に登載して公布することができないときは、政府の管理する揭示場又は公衆の見やすい場所に掲示してこれにかえることができる。

第五条を次のように改める。

（合議）

第五条 公報に登載する事項は、原則として起案用紙乙の2（第一号様式）に起案のうえ、総務局涉外公報部文書課長（以下「文書課長」という。）に合議しなければならない。

第六条第一項を次のように改める。

第六条 公報原稿は、主務局長決裁後主務課において、前条の起案用紙により起案した文書（以下「原議」という。）を一部複写し、公報原稿である旨を明示して、原議とともに文書課長に回付しなければならない。ただし、法令案については二部複写するものとし、一部は法令審査原稿である旨を明示して原議に添付しなければならない。

第六条第二項中「主務局庶務課」を「主務局総務課」に改める。

第十一条第一項第三号中「琉球民裁判所」を「琉球高等裁判所」に、第七号中「那覇日本政府南方連絡事務所」を「沖縄・北方対策庁沖縄事務局」に改め、同条第二項中「内務局長」を「総務局長」に改める。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第2号様式

正 誤 表

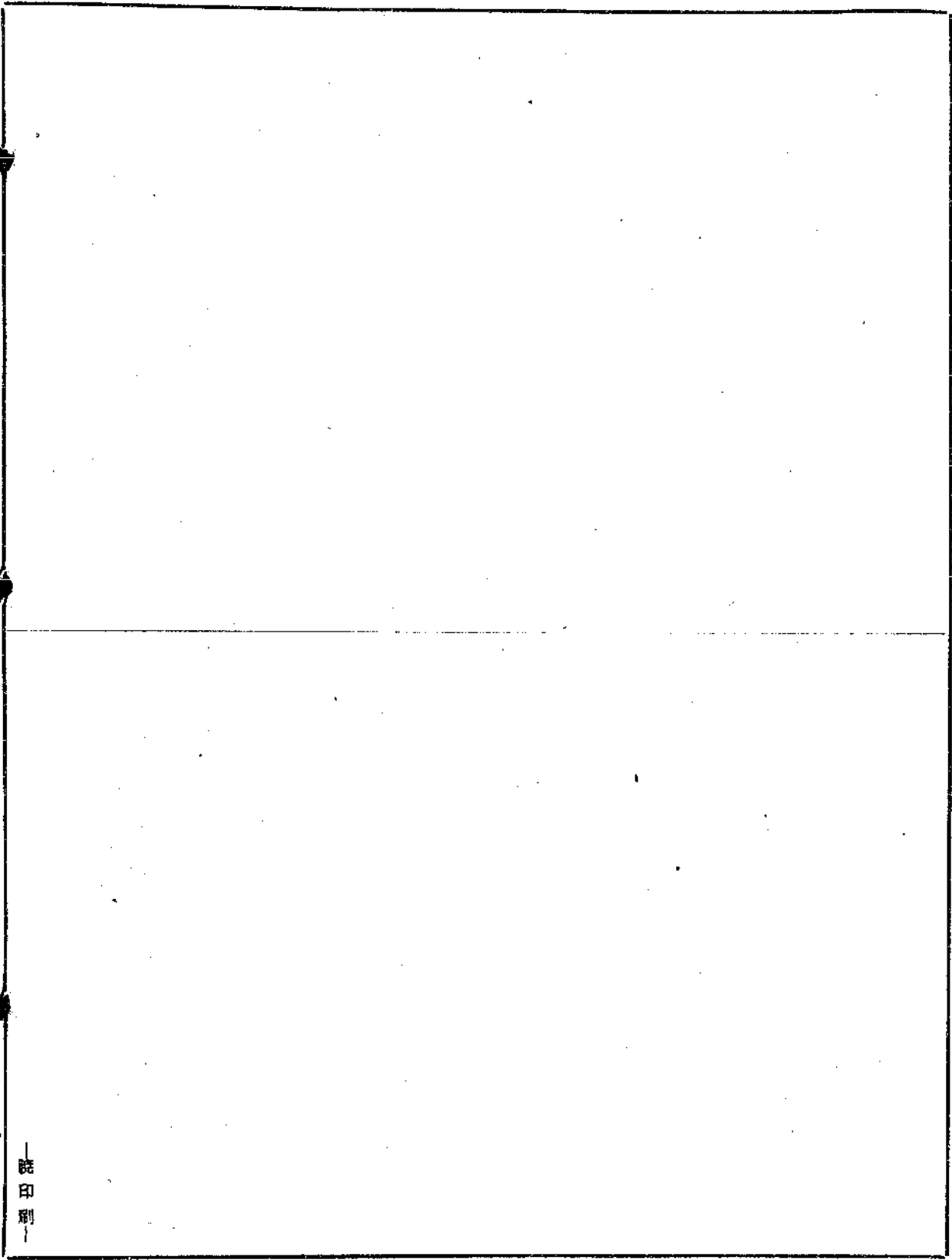
19 年 月 日 公 報 定 期 第 号 登 載 の 「
 (号) 」 中、次のとおり誤り。

局 課

ページ	段	行	誤	正

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、一九七一年九月二十五日から適用する。



— 既 印 刷 —